

クーリング・オフ制度とは

訪問販売や電話勧誘販売のように不意打ちで勧誘される場合や、マルチ商法などの複雑な契約内容の場合は、冷静に判断することができず契約してしまいがちです。

このため、特定の取引方法による契約については、契約締結後も一定の条件のもとで消費者が無条件で契約を解除できるクーリング・オフ制度が設けられています。

【クーリング・オフできる主な取引と期間】一例

- ・ 訪問販売、電話勧誘販売... 8 日間以内
- ・ 特定継続的役務提供(エステや学習塾などの継続的契約)... 8 日間以内

クーリング・オフの通知は期間内に発信すればよく、期間内に相手に到着している必要はありません。

【クーリング・オフの方法】

- ・ 期間内に必ず書面(ハガキで可)に記載し、特定記録郵便などで事業者宛に送付する。
- ・ 書面は必ずコピーを取り、契約書や書留の領収書と一緒に保管しておく。
- ・ 支払がクレジットの場合は、クレジット会社宛にも通知します。

商品の契約をした会社あて

契約解除通知	
契約年月日	平成24年4月1日
契約金額	500,000円
商品名	羽布団
販売会社	岡山県赤磐市下市 株式会社 担当
上記日付の契約をクーリング・オフします。	
平成24年4月3日	
赤磐市下市344 赤 磐 花 子	

クレジット会社あて

契約解除通知	
契約年月日	平成24年4月1日
契約金額	500,000円
商品名	羽布団
販売会社	岡山県赤磐市下市 株式会社
上記日付の契約はクーリング・オフをしたのでよろしくお願います。	
平成24年4月3日	
赤磐市下市344 赤 磐 花 子	

既にお金を払っている場合は記入方法が変わってきます。詳しくは消費生活相談室へお尋ねください。